

国指定史跡 百舌鳥古墳群保存管理計画

例　言

- 1 本書は、大阪府堺市に所在する国指定史跡百舌鳥古墳群の保存管理計画書である。
- 2 本計画は、「堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会規則」に基づき設置された、堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会による協議、検討によりまとめられたものをもとに作成した。
- 3 本計画に伴う調査及び計画の策定は、堺市文化観光局文化部文化財課が担当した。
また、調査及び挿図の一部は、下記業者に委託した。（五十音順）
(株)空間文化開発機構、(株)ジオ生物環境、(株)文化財保存計画協会、
三菱マテリアルテクノ(株)
- 4 本計画の策定にあたり以下の機関及び、史跡土地所有者をはじめ多くの方々によりご協力とご指導をたまわった。記して厚く御礼を申し上げる。
文化庁文化財部記念物課 宮内庁古市陵墓管区事務所 大阪府教育委員会文化財保護課
- 5 本書で使用する挿図は、地形や工作物などの現況の概要を示すものであり、土地境界、建築位置を厳密に示すものではない。

目 次

はじめに	1
------	---

第1章 沿革と目的

1. 計画策定の沿革	3
2. 計画策定の目的	3
3. 計画対象範囲	3
4. 計画の位置付け	4
5. 堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会の設置と審議の経過	4

第2章 史跡の概要と保存管理状況

1. 百舌鳥古墳群の概要	7
2. 指定に至る経過	12
3. 史跡指定の状況	13
(1) 指定概要	13
(2) 指定地の現状	31
4. 古墳群を取り巻く社会的状況	36
(1) 関連法規制	36
(2) 上位計画と関連計画	44
5. 各古墳の概要	46

第3章 保存管理

1. 保存管理の基本方針	131
(1) 史跡の特性	131
(2) 保存管理の目標	131
(3) 保存管理の基本方針	131
2. 史跡を構成する諸要素	134
(1) 史跡の構成要素	134
(2) 史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素	135
(3) 史跡の価値に関連する諸要素	135
3. 地区区分	156
4. 保存管理の方法	166
(1) 地区ごとの保存管理	166
(2) 地区ごとの基本的保存管理	166
(3) 各古墳の保存管理	168
(4) 植生管理	179
(5) 各古墳の植生管理	180
5. 現状変更の取扱基準	198
(1) 史跡の現状変更	198

(2) 現状変更に該当しない行為	199
(3) 市による現状変更の許可が必要な行為	199
(4) 現状変更の取扱い	200
(5) 現状変更許可基準	201
(6) 地区別の現状変更取扱基準	202
(7) 各古墳の現状変更取扱基準	204
6. 公有化・追加指定	208
(1) 指定地の公有化	208
(2) 追加指定	208

第4章 周辺環境の一体的保全

1. 史跡の周辺環境を構成する諸要素	209
2. 周辺環境の一体的保全の方法	210
(1) 「百舌鳥・古市古墳群」世界文化遺産登録にあたっての緩衝地帯の考え方	210
(2) 堺市における環境保全に係わる施策	211
(3) 保全の方法	211
3. 周辺住民生活との調和	216

第5章 整備と公開・活用

1. 基本方針	217
(1) 整備	217
(2) 公開・活用	217
(3) 情報発信	217
2. 整備の推進方法	218
(1) 段階的な整備	218
(2) 整備のための組織づくり	219
3. 各古墳の整備の考え方	219

第6章 運営方法と体制整備の方針

1. 保存管理体制の整備と役割分担	223
2. 保存管理の体制	223
3. 市民と連携した管理運営	223
4. 持続的運営のための定期的確認	225

卷末資料

関係法令	229
堺市内指定文化財件数一覧	235
国・府・市指定等史跡一覧	236
参考文献	238

はじめに

百舌鳥古墳群は、わが国の古墳時代を代表する貴重な文化財であり、古墳時代を解明するうえでも重要な遺跡である。古墳群の造営は、4世紀後半に始まり6世紀前半ごろまで続いた、その間に100基を超える古墳が築かれた。大型古墳をはじめとする大半の古墳は、5世紀を中心に築造され、出土品には大量の鉄製品や、希少な金銅製品やガラス製品などがある。このことは、当時、海外との交流が盛んであったことを物語っている。このように、百舌鳥古墳群は古墳の規模だけでなく、副葬品の内容においても他を凌駕しており、近接する古市古墳群とともに、古墳文化という他に類を見ない文化がかつて日本に存在したことを物語る物証が、1500年以上の時を経て現在に伝えられてきたことに大きな価値がある。

百舌鳥古墳群の中核にあり、日本最大の古墳である仁徳天皇陵古墳（大山古墳）など、多くの古墳は陵墓として、約1500年の間損なわれることなく守り伝えられてきた。陵墓以外の古墳の一部は、大正年間に史蹟名勝天然紀念物保存法で史蹟の仮指定を受け、また昭和25年施行の文化財保護法のもと、合計7基の古墳が史跡指定を受けて守られてきた。

百舌鳥古墳群の位置する地域は、主要部分は都市公園である大仙公園として整備が行われてはいるものの全体に都市化が進展し、建築物が多く建てられ、都市環境は成熟段階にある。戦後復興期に群内の古墳が失われることが続いたが、昭和30年のいたすけ古墳の保存運動以降、古墳保存の動きが生れた。大仙公園の整備も古墳を保存する考えのもとに進められ、それ以外の古墳の保存についても市は大きな関心を持ち続けた。

これら既指定7基の古墳に新たに10基の古墳を加え、古墳群として一体的に保存管理を行うために、史跡指定の取組みをすすめ、平成25年度に史跡百舌鳥古墳群の告示を受けた。古墳群の保存の機運が一気に高まろうとしているこの時に、保存管理計画を策定し、古墳群の保存、整備に万全の道筋をつけることは大変意義深いことである。



第1章 沿革と目的

1. 計画策定の沿革

史跡百舌鳥古墳群の特徴は、4 km四方に広がる古墳を古墳群として捉え、ひとつの史跡としたところにある。古墳群としての価値を損ねることなく継承していくためには保存管理計画を早期に策定し適切に管理していくことが必要となった。

昭和 31 年にいたすけ古墳が史跡指定され、以後昭和 49 年にかけて古墳単体で計 7 基が史跡指定された。それ以外の未指定の古墳の保護と古墳群全体の保護を図る目的で古墳群としての史跡指定をめざした取組みをすすめ、陵墓を除く現存する古墳 22 基の内 17 基を平成 25 年 7 月史跡指定に係る意見具申を行った。平成 25 年 11 月 15 日に文化審議会より文部科学大臣に史跡指定の答申がなされ、平成 26 年 3 月 18 日に文部科学省より告示された。

史跡指定に向けた取組みと併行して、本市は平成 24 年度に保存管理計画策定事業の予算措置を行い、昭和 31 年以降 60 年近くの間に生じた本市の史跡管理上の様々な課題を克服し、これから史跡の管理を盤石にすべく、また地域とともにある史跡を本来あるべき姿に導くべく、事業を推進してきたところである。

2. 計画策定の目的

本計画は、史跡百舌鳥古墳群を文化財保護法に基づき、将来にわたり適切に保存管理し、次世代へと確実に伝達していくための基本方針の策定などを目的とする。

本計画では、百舌鳥古墳群を取巻く自然・歴史や現状を踏まえて、各史跡の本質的価値と史跡を構成する諸要素を明確にし、それらを適切に保存管理するための方針や方法、現状変更などの取扱基準について定める。更に各史跡を中心としたより良い環境の保全を視野に入れ、整備活用の基本的な方針や、各史跡の古墳をはじめとする百舌鳥古墳群を意識した周辺地域も含めた景観形成の基本方針もあわせて検討することとする。また、保存管理と整備活用を一体として確実に進めていくための運営方法や体制整備の方針についても定める。

3. 計画対象範囲

本計画の対象範囲は、史跡である、いたすけ古墳、長塚古墳、収塚古墳、文珠塚古墳、丸保山古墳、乳岡古墳、御廟表塚古墳、錢塚古墳、旗塚古墳の 9 基の前方後円墳と、塚廻古墳、ドンチャ山古墳、正樂寺山古墳、鏡塚古墳、グワショウ坊古墳、七觀音古墳の 6 基の円墳と、善右エ門山古墳、寺山南山古墳の 2 基の方墳の合計 17 基の史跡指定地及び周辺地域とする。

加えて、現在史跡に指定されていないが、墳丘が現存しており、将来的に史跡として保

護すべき古墳が 5 基あり、これらの古墳についても、群としての一体性を考慮し、史跡の指定化を図るべく諸課題を解決し追加指定を検討する。

今後、追加指定した場合は、本計画に示す保存管理の基本方針や現状変更などの取扱基準に準じて取扱うこととする。また、古墳群を構成する各古墳を取巻く周辺の環境保全や景観形成についての基本的な方向性も示すこととする。更に、史跡指定地を取巻く周辺環境の保全は、史跡の適切な保存管理と深く関連しており、隣接地や地形などの環境を視野に入れた検討を進めていく必要がある。

なお、未指定古墳のうち仁徳天皇陵古墳（大山古墳）をはじめとする陵墓は、宮内庁の管理であるため、本計画からは除外するものとする。

4. 計画の位置付け

本計画は、史跡百舌鳥古墳群を適切に保存管理し、次世代へと確実に伝えていくことを目的として策定したものである。本計画は、史跡百舌鳥古墳群の歴史及び現状を把握し、史跡の本質的価値と史跡を構成する諸要素の明確化、史跡を保存管理していくための基本方針や方法、現状変更などの取扱い、整備の基本的な考え方を、所有者及び関係者の合意を踏まえて示すもので、行政の指針として位置づけられるものである。

また、本計画で定めた史跡の保存管理の方針や方法は、世界文化遺産登録にあたっての構成資産の保存管理の考え方と合致するものである。

5. 堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会の設置と審議の経過

平成 25 年本市議会において条例改正を行い、平成 25 年 9 月 13 日 付で「堺市附属機関の設置等に関する条例」（条例第 4 号）を一部改正した。

また、委員会の規則は平成 25 年 9 月 18 日 付で「堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会規則」（教育委員会規則第 31 号）を定め、平成 25 年 10 月 1 日に施行後、委員会を設置した。

堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会

委員長	栄原永遠男	大阪市立大学名誉教授（日本古代史）
副委員長	和田晴吾	立命館大学特任教授（考古学）
委員	一瀬和夫	京都橘大学教授（考古学）
委員	井原縁	奈良県立大学准教授（環境デザイン学、造園学）
委員	寺沢知子	神戸女子大学教授（考古学）
オブザーバー	文化庁文化財部記念物課・大阪府教育委員会文化財保護課	

策定の経緯

平成 26 年 1 月 23 日 第 1 回 堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会

平成26年 3月31日	第2回 堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会
平成26年 6月 2日	第3回 堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会
平成26年 8月27日	第4回 堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会
平成26年11月 3日	第5回 堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会
平成27年 1月 6日～2月 5日	パブリックコメント実施
平成27年 2月17日	第6回 堺市百舌鳥古墳群保存整備委員会
平成27年 2月24日～3月23日	パブリックコメント結果報告
平成27年 3月31日	計画策定

